

玉名市公立保育所 I C T 導入業務仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

玉名市公立保育所 I C T 導入業務

(2) 業務の目的

本業務は、玉名市内公立保育所に園務管理システムを新たに導入することで、保護者等の利便性を向上させるとともに、公立保育所で働くすべての職員（保育士、看護師、管理栄養士、調理師他）の事務負担の軽減や省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築するとともに、保育の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで

(4) 業務履行場所及び施設概要（在園児数・クラス数は令和 5 年 4 月 1 日現在）

	園 名	所 在 地	定員数	在園児数	クラス数
1	玉名第 1 保育所	熊本県玉名市繁根木 1 6 3	7 0 人	6 8 人	6 クラス
2	伊倉保育所	熊本県玉名市伊倉北方 2 9 1 5	9 0 人	5 7 人	5 クラス
3	豊水保育所	熊本県玉名市川島 6 2 9 - 2	4 0 人	2 9 人	3 クラス

(5) 業務内容

ア システム導入業務（初期設定支援など）

イ システム運用・保守業務

2 システムの内容

(1) システムの要件

ア 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る A S P サービスの形態であること。

イ データは利用者端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。

ウ サーバーは国内に所在し、国内法が適用されること。

エ 職員がシステムを利用する際には特定のソフトウェアを利用せず、W e b ブラウザ経由で利用可能であること。

オ 導入するシステム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションまたはウェブサイト（以下、「保護者アプリ等」という。）を提供すること。

(2) ネットワーク

ア 保護者が利用する機能は、インターネットから利用できること。

イ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。

ウ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。

(3) 機能要件

システム導入において、最低限必要な機能は以下のとおりである。

ア 共通

- ・保護者アプリ等において、保護者が行う初期設定は簡単で分かりやすく、初期設定後すぐに使用できるようにすること。
- ・保護者アプリ等の利用について、保護者のみならず祖父母等の利用も想定していることから、利用人数の制限を設けないこと。

イ 保育日誌や指導案、記録等に関する機能

- ・全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画を作成し、保存・印刷できること。
- ・保育要録を作成し、保存・印刷できること。

ウ 保護者からの出・欠席の連絡や保護者へのお便りの配信に関する機能

- ・保護者アプリ等から、保護者は欠席、遅刻等を申請できること。
- ・職員側管理画面では、保護者からの連絡情報が一覧で表示されること。
- ・公立保育所から保護者アプリ等にお便りなどの配信ができること。
- ・保護者は、保護者アプリ等上で連絡帳を公立保育所に向けて記入・送信できること。
- ・公立保育所は、連絡帳を保護者アプリ等に向けて記入・送信できること。

エ 園児の登園や降園等に関する機能

- ・園児の登降園時間を二次元コード又はカード等により自動的に記録できること。
- ・登降園時間から、出席簿が作成され、保存・印刷できること。
- ・欠席や打刻漏れが確認できること。

オ 園児の栄養や献立等に関する機能

- ・献立を作成できること。
- ・給食レシピの登録ができること。
- ・栄養計算ができること。
- ・アレルギー児への対応ができること。

カ 公立保育所に勤務する職員のシフト作成に関する機能

- ・職員ごとの勤務シフトを作成できること。

キ 延長保育料金の請求等に関する機能

- ・打刻された登降園時間を参照し、延長保育料金を園児ごとに計算できること。
- ・園児ごとの1か月あたりの延長保育料の請求金額を計算できること。
- ・保護者向けの明細書・請求書等を印刷できること。

(4) 帳票要件

ア 帳票については契約後、本市と打合せを実施し、システム上で出力できること。また、本要件に必要な費用は、初期費用に含めること。

イ 運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく変更できること。

(5) セキュリティ

- ア 公的機関から認証を受けたセキュリティマネジメントシステムに基づく管理がなされていること。本システムを管理するデータセンターは、J D C C（日本データセンター協会）のデータセンターファシリティスタンダードT i e r 3相当以上のサービスを満たすこと。
- イ システムを提供するメーカーは、I S O / I E C 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）またはプライマシーマーク相当の認証を取得していること。
- ウ S S L / T L Sにより暗号化を施した状態で通信すること。
- エ IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- オ システム管理等による接続は、グローバルアドレス制限、デバイス制限、Cookieによるアクセス制限等の機能を有すること。

(6) その他

- ア ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- イ 特定の権限を有する管理者権限の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ウ A S Pサービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正等）については、追加の費用なく提供すること。
- エ 卒園後6年間は在籍時の台帳データを保存できること。

3 機器類等

システム接続の機器は、本市で別途調達するP Cの利用を想定すること。

調達予定の機器は以下のとおりとする。

OS	: Windows 10 Pro
CPU	: 第13世代 インテル REG Core i5-1335U
メモリ	: 8GB
ストレージ	: SSD 256GB
ブラウザ	: Microsoft Edge

4 システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

- ア 運用を開始するに当たり、当市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- イ 契約後、本市と日程調整のうえシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、本市の承諾を得ること。
- ウ 導入担当者を設け、本市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している保育所へのフォローなど導入サポートを

適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ア 仮稼働 1 週間前までにシステムの操作マニュアルを作成し、提出すること。
- イ 操作マニュアルはできる限り専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- ウ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

5 運用保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- ア 本市からの問い合わせに対応するヘルプデスクを設置すること。
- イ ヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ウ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～17:00 の時間帯で受付すること。
- エ 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。

(3) 障害対応

- ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- イ 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを最低でも 1 日 1 回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(4) システム保守

- ア システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- イ クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、システムが利用可能な状態を維持すること。
- ウ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- エ 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。

(5) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

6 留意事項

- (1) 受託者は、個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏洩等が行われないようにすること。
- (3) 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (5) 仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、本市と協議のうえ決定するものとする。